



## 決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成18年8月1日から東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入することと決定した。

平成18年7月5日

山梨県知事

山本 栄彦